建設工事等に係る入札から契約までの流れ

作成日：令和６年（2024年）3月1日

公告・指名

↓

設計図書の閲覧

↓

質問受付及び回答

↓

札入の〆切

↓

開札当日朝

予定価格設定

（令和６年４月１日より変更）

入札の公告又は指名通知の発行を行ってから開札するまでの間に設計違算があったことが判明した場合は、原則入札手続きを中止するものとする。ただし、入札に参加するもの又は入札に参加しようとするものに対し、公平・公正に設計違算の訂正を周知することにより、入札手続きを続行することができるものとする。

↓

開　　札

↓

落札候補者決定保留の通知

予定価格等の公表

※入札状況は公表しない

※違算に関する質疑

↓

質疑申立期間
（開札により予定価格等を公表した日の翌日から起算して２日後の正午まで。）

質疑申立てがなかった場合

↓

質疑申立て期限の翌日に落札候補者決定の保留を解除し、落札候補者決定の手続きを進める。

質疑申立てがあった場合
（質疑があった旨を通知）

↓

発注課で積算内容を確認し質疑申立回答書の作成・通知
（質疑期間の終了日から起算して３日後まで）

（違算がない場合）

↓

設計に誤りがない旨回答。
回答日の翌日に落札候補者決定の保留を解除し、落札候補者決定の手続きを進める。

（違算がある場合）

↓

入札順位への影響の有無を確認。

（入札順位に影響がない場合）

↓

落札候補者決定の保留を解除し、落札候補者決定の手続きを進める。

（入札順位に影響がある場合）

↓

入札契約手続を中止とし、ホームページで中止する旨を通知する。

↓

落札決定

↓

契　　約